

2024年1月11日
株式会社 新出光
電力事業部 電力事業課

能登半島地震により被災されたお客さまに対する電気料金等の特別措置について

このたびの能登半島地震により被災されたお客さまに、心から謹んでお見舞い申し上げます。弊社では、災害救助法が適用された市町村およびその隣接市町村のお客さまを対象に、以下の特別措置を実施することといたしましたのでお知らせいたします。

【弊社と電気契約をいただいているお客様】

1. 特別措置の対象

災害救助法が適用された市町村およびその隣接市町村で被害を受けられたお客様
最新情報は内閣府のホームページ (http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html) にてご確認ください。

2. 特別措置の内容

- 2023年12月分、2024年1月分、2月分および3月分の電気料金の支払期日を各々1か月間延長します。
- 被災日が属する料金計算月の次の6か月間に限り、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金を免除します。

3. 特別措置のお申込み方法

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、下記までご連絡下さい。

株式会社 新出光 電力事業部 電力事業課
092-291-4160 (平日 9:00~12:00、13:00~17:00 (年末年始、土曜・日曜・祝日を除く))